

改正宅建業法対応！

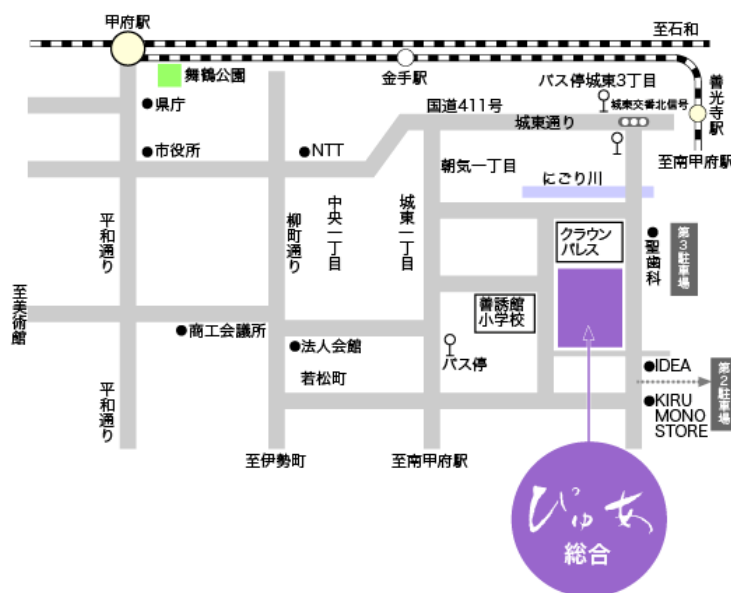
## 令和5年度 「既存住宅状況調査技術者講習」【更新講習】 開催のご案内

宅建業法の改正により既存住宅状況調査が法律的に位置づけられ、この業務を行うのは一定の講習を修了した建築士と規定されました。

(一社)日本建築士事務所協会連合会は、既存住宅状況調査技術者講習実施機関として国土交通省に登録され、本会にて講習会を開催いたします。

既存住宅状況調査業務は、建築士事務所のその他業務として位置づけられており、宅建業法上のインスペクション以外にも様々な業務として活用されることが期待されます。このような業務を行うにあたっての基礎的講習となりますので、建築士事務所並びに建築士の業務の拡大のために、この機会にぜひ、ご受講ください。

- 主 催** 一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会  
(国土交通省既存住宅状況調査技術者講習 登録第 5 号)
- 運営主体** 一般社団法人 山梨県建築士事務所協会
- 開催日時** 令和 5 年 8 月 9 日 (水) 受付 9:15 ~ 開講 9:30~13:15
- 会 場** ぴゅあ総合甲府 2F 大研修室  
甲府市朝気 1-2-2  
TEL 055-235-4171  
中央線 甲府駅から自動車 10 分  
身延線 金手駅から徒歩 10 分



**定 員** 50 名 (先着申込み順とします)

**講習種別** 更新講習

**受講対象**

(更新講習) 以下の①②の両方に該当する方

- ①建築士法第 2 条第 1 項に規定する建築士 (一級、二級、木造)
- ②既存住宅状況調査技術者講習実施機関が行う既存住宅状況調査技術者講習会の修了者 (有効期限切れの場合は、再度新規講習からの受講が必要となります。)

受講料 更新講習 16,700円(税込) [テキスト代、登録料、登録証カード発行等含む]

講師 DVD 講習

内容

科目	講習内容	講習時間 (表記はDVDの講習時間)
講義① 既存住宅状況調査の概要等	<ul style="list-style-type: none"><li>・不動産流通市場の現状と国の取り組み状況等</li><li>・既存住宅状況調査技術者の役割等</li><li>・既存住宅状況調査の概要</li><li>・公正な調査業務の実施に向けて</li><li>・情報の開示と相談業務</li><li>・既存住宅状況調査の流れ</li><li>・調査報告書の活用</li></ul>	70分
講義② 既存住宅状況調査の 技術的基準と調査方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・適正な調査のために</li><li>・木造・鉄骨造の既存住宅の調査</li><li>・RC造等の既存住宅の調査</li><li>・調査に使用する機器・道具及び使用方法</li><li>・住宅の瑕疵の事例</li><li>・調査機器の解説</li></ul>	—
講義③ 現地調査解説	<ul style="list-style-type: none"><li>・木造・鉄骨造の解説</li><li>・RC造の解説</li><li>・調査機器の解説</li></ul>	70分
修了考査	<ul style="list-style-type: none"><li>・選択式</li></ul>	25分

テキスト 「既存住宅状況調査技術者」講習用テキスト

申込受付期間 令和5年6月19日(月)～令和5年7月7日(金)

申込方法

①申込書の入手

受講申込書を建築士事務所協会の窓口で受け取るか、またはダウンロード(<http://www.njr.or.jp/>)により入手してください。

② 申込書の作成

受講申込書に必要事項をご記入のうえ、以下の書類を添付してください。

- (1) 写真1枚(縦3.0cm、横2.4cm、カラー、3ヵ月以内に撮影)
- (2) 建築士免許証の写し、またはカード型建築士免許証明書の写し
- (3) 顔写真入りの本人が確認できる書類の写し(運転免許証、パスポート等)  
→ カード型建築士免許証明書の写しを提出する場合は不要
- (4) 既存住宅状況調査技術者講習実施機関への登録を証する修了証の写し
- (5) 受講料振込の銀行振込の控えの写し
- (6) 郵送の場合は、84円切手を貼付した返信用封筒(受講票の返送用)

③ 受講料のお支払い

受講料を所定の口座へのお振込によりお支払いください。

申込書に受講料の振込控えの写しを添付してください。

お振込先は、下記をご参照ください。

※一度納付された受講料は、本会の責により講習を受けることができなかつた場合を除き、返還されません。

#### ④ 受講申込書等の提出

申込期間内に、申込に必要な書類一式を郵送で提出してください。

#### ⑤ 受講票の受け取り

お申し込み後、受講票が発行され、郵送でお手元に届きます。講習の際に必ずお持ちください。

### 申 込 先

窓口名	一般社団法人 山梨県建築士事務所協会
窓口住所・郵送先	〒400-0031 甲府市丸の内 1-14-19
電話番号	055-225-1251
F A X	055-232-5959

### 振 込 先

口座番号	山梨中央銀行 本店営業部 普通 1780871
口座名義	社)ヤマナシケンケンチクシジムショキョウカイ 一般社団法人 山梨県建築士事務所協会

(振込手数料はご負担下さい。)

### 受講にあたっての注意事項

#### ① 受講票

受講票は講義中、常に必要となりますので必ず携行してください。

#### ② 筆記用具

修了考査がありますので、筆記用具(鉛筆、消しゴム、付箋、蛍光ペン等)を持参してください。

#### ③ テキスト

講習テキストは講習当日に講習会場にて配布します。講義で使用したテキストは、修了考査において参照が可能です。なお、テキストは受講者のみに配布します。欠席された場合は配布いたしませんので、ご了承ください。

#### ④ 本人受講

必ず申込書に記載された本人が受講してください。本人以外の方の受講が確認された場合は、受講取消し処分となります。

### 修了者の発表と名簿の公表

① 修了考査の合格者の発表は、講習実施日から3カ月程度を予定しています。(一社)日本建築士事務所協会連合会のサイト(<http://www.njr.or.jp/>)に合格者が掲載されます。

② 修了者には、修了証明書およびカード型登録証を発行します。また、上記①のサイトにて名簿が公開されます。

### そ の 他

① この研修会は、建築CPD情報提供制度の認定プログラム(2単位)の予定です。

② 複数の受講者がいる場合は、本案内書をコピーしてご利用下さい。